

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第83回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年12月22日（金）13時56分～14時48分  
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川瀆 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、  
藤井 威生、三友 仁志、山下 東子、吉田 裕美子

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁

第4 出席した関係職員等

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、  
小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、松井市場評価企画官、  
藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、  
大磯料金サービス課課長補佐

第5 議題

（1）答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な  
接続の確保等のための接続ルールの整備）について【諮問第3096号】

（2）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通  
信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終  
端装置の増設メニューの追加）について【諮問第3099号】

## 開 会

○新美部会長　ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第83回を開催いたします。

本日部会には、委員8名全員が出席されておりますので、定足数は満たされております。

## 議 題

### (1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）について【諮問第3096号】

○新美部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、そこにも記されておりますように、答申事項1件、諮問事項1件でございます。

では、まず、答申事項であります諮問第3096号、電気通信事業法施行規則等の一部改正（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）について審議をいたします。

本件は、必要的諮問事項である第一種指定電気通信設備との接続に係る事項と必要的諮問事項以外の事項から構成されておりますが、これら全体について、9月30日から10月30日まで意見招請を総務省において実施いたしまして、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項については、その後の2回目の意見招請を総務省において実施をしております。

その後、それらの結果を踏まえまして、12月5日開催の接続委員会において調査・検討を行っていただいたところでございます。本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員から、委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと存じます。

それでは、相田専門委員、よろしく願いいたします。

○相田専門委員　それでは、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。資料83-1をご覧ください。

本件の概要につきましては、48ページ目以降に具体的な記載がございますが、接続ルールの一層の改善を図るため、第一種指定電気通信設備の範囲、接続機能、及び接続約款の記載事項等に関する関係省令等の規定を見直すこととして、改正省令案及び改正告示案が作成されたものでございます。

本改正案につきましては、先ほど部会長からございましたように、9月30日から10月30日まで意見募集、11月2日から11月15日まで再意見募集を行い、寄せられた意見及び再意見を踏まえまして、12月5日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見等に対する考え方について検討を行い、委員会としての考え方の整理を行ったところでございます。

当委員会といたしましては、1ページ目にごございます報告書の1に示しましたとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正案及び第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正案のそれぞれ一部について、報告書別添1のとおり修正した上で制定することが適当と認められるというご報告をさせていただきたいと思っております。

修正の内容につきましては2ページ目からの別添1、それから、提出された意見及びその考え方につきましては、隅のほうのページの4ページ目からの別添2に取りまとめてございますけれども、その具体的な内容につきましては総務省からご説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○新美部会長　それでは、総務省から説明をお願いできますか。

○藤野料金サービス課長　総務省料金サービス課の藤野でございます。ただいま相田専門委員からご報告がございました件について、ご説明させていただきます。

資料83-1は、右下に通しのページを振ってございます。このページで申し上げますと、1ページ目に記1及び記2とございまして、記1が、相田専門委員からございましたように本改正案の修正点に関するものでございます。記2が、意見募集結果でございまして、別添2のとおりとなっております。別添2は、通しのページの4ページからでございますので、4ページ以降について、ご説明

をさせていただきたいと思います。

まず、4ページから表になってございまして、左が意見、真ん中が再意見、一番右が考え方でございますが、順番にご説明させていただきたいと思います。

まず、最初の意見1及び再意見1でございますが、こちらは第一種指定電気通信設備の範囲についてでございます。まず、一番左側に意見としまして、これはNTT東日本・西日本からのご意見で、同社の以前からのご主張ですが、NGNは第一種指定電気通信設備の規制の対象外にしていただきたいというご意見でございます。アクセス回線のアンバンドル等が行われているため、NGNは、ボトルネック性はないのではないかというご主張でございます。

これに対する真ん中の再意見、こちらはKDDI、ソフトバンク等からのご意見でございますが、NGNは引き続き第一種指定電気通信設備であるべきであるというご意見でございます。

一番右側は、接続委員会でまとめいただきました考え方でございますが、その1番でございます。最初の丸でございますけれども、この件は、情報通信審議会におけるPSTNマイグレーションの審議の中でもご議論いただき、その中でNGNの重要性・基幹性が非常に強まっていくというご指摘をされているところをご紹介します。2つ目の丸でございますけれども、平成12年以降、ダークファイバ等のアクセス回線のアンバンドルが行われたということは事実でございますが、アクセス回線に直接接続することのみにより、NGNの利用者からの発着信を各電気通信事業者がカバーするということが非現実的であり、アクセス回線の開放をもって、コア網について接続ルールが不要だということにならないということを申し上げます。その結論としては、2ページ目、第一種指定電気通信設備として改めて捉えるとともに、従来の接続ルールがあつてすら、十分円滑な接続が行われてきたとは言い難いため、接続ルールの改善も必要だという旨をまとめていただいております。

続きまして、意見2、通しページでいいますと7ページをご覧いただきたいと思っております。意見2、それから続く意見3は、第一種指定電気通信設備には当たらない県間通信用の設備に関するものでございます。

まず、一番左側の意見2です。第一種指定電気通信設備との接続において一体的に利用される県間通信用設備との接続について、その手続について接続約款記

載事項とする本改正案について賛成というご意見でございます。

真ん中の再意見2は、これについて賛成意見等が記載されてございます。

これに対する考え方2です。一番右側、最初の丸でございますが、第一種指定電気通信設備との接続において一体的に利用される県間通信用設備の接続料が非常に重要な事項の一つであるということを書いてございます。次のページですけれども、県間接続料の水準につきましては、各事業者間での協議が行われているものの、総務省の検証を求める当事者もいることから、今後は総務省においても、関係当事者の意見を聴きつつ、これについての検証を行うことが必要であるということを書いてございます。次の丸でございますけれども、この金額については、現在すぐに約款記載事項とするのではなく、その必要があるかどうかについての検証を総務省において行う必要があるということを書いております。最後の丸でございますが、これ以外の非第一種指定電気通信設備についても円滑な接続が進まないということがあれば、さらに検討する必要があるということで、主としては県間通信用設備の接続料に関する考え方を2としてまとめているということでございます。

続きまして、通しページでは11ページの意見3でございます。NTT東日本・西日本からのご意見でございますが、今回の改正案では、県間通信用設備自体を第一種指定電気通信設備とはしていないわけでございますけれども、その第一種指定電気通信設備としていないことについて適切であるということもNTT東日本・西日本が述べてございます。

真ん中の再意見3は、ソフトバンク等からのご意見でございますが、県間通信用設備についてもルールが必要であるということを書いておられます。

一番右側がこれに対する考え方3でございますけれども、県間通信用設備について第一種指定電気通信設備としての不可欠性があるかということについては、また検証が必要であるということで、今般のルールについてご紹介してはございますけれども、第一種指定電気通信設備との接続に必要であるために、この県間通信用設備に関する接続の手続等については接続約款記載事項としたわけですが、接続料の水準については、先ほど申し上げましたように、さらに検証を行っていく必要があるという旨をまとめていただいております。

続きまして、通しページの13ページをご覧いただきたいと思っております。意見4、

それから意見5とありますけれども、こちらはインターネット接続に使うための設備の増設に関するものでございます。これは、トラフィックが非常に増えているということで、その設備の増設が円滑に行われていく必要があるということで、その増設基準について接続約款記載事項としたということを受けたものでございます。

一番左側の意見4でございましてけれども、この省令の改正案について賛成である、あるいは、これにより協議をまた行っていくというご意見が出てございます。

真ん中はNTT東日本・西日本、KDDI等からの再意見4でございましてけれども、これについて適切に協議をしていくという旨のコメントがございまして。

一番右側の考え方4でございまして。NTT東日本・西日本において、この増設の基準は自ら設けているところですが、これを新しいルールに沿って明示していくことが必要であるということをお述べてございまして。それから、この増設に関しては、「接続料の算定に関する研究会」で今議論を行っていただいておりますので、そちらでの検証が適当であるという旨をまとめていただいております。

それから、通しページの17ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、網終端装置と言っておりますけれども、インターネット接続をするための関門のところ当たるルータに関するものでございまして、こちらの情報開示等について円滑に行われる必要がある、あるいは、増設の基準についても見直しをこれから行っていく必要があるという旨の意見・再意見が出ているものでございまして。

一番右側に考え方5としてまとめてございまして。情報開示の充実、設備の増設について、今までNTT東日本・西日本において自主的な改善が行われているということは評価していいのではないかとお述べてございまして。それに加えて、この増設の基準については、円滑なインターネット接続が可能となるということをお旨として設定されるべきであると書いていただいております。

続きまして、通しページの20ページに飛んでいただきたいと思っております。意見6、その次の意見7と続きまして、技術的な理由又は空間の制約によりコロケーションが困難な場合の代替措置に関して、本改正案によってルールを設定しているというものでございまして。

意見6、KDDIからのご意見でございまして、コロケーションの代替措置として考えられるものとして、NTT東日本・西日本の設備を設置する場合と、そ

れからKDD I の設備をNTT東日本・西日本のスペースに設置する場合がございますけれども、KDD I の意見では、NTT東日本・西日本設備を設置する場合のみが接続約款記載事項となるのであろうかと書いてございます。こちらはKDD I の誤解によるものでございますので、これはどういった内容なのかということをお考え方にまとめてございます。

具体的には、本規定は、①他事業者の装置、例えばこの場合はKDD I の設備、それから②は、NTT東日本・西日本の設備の設置という内容であるわけですが、前者のKDD I の設備を設置するような場合についての記載は、いずれにしても接続約款に必須的に行われると書いてございまして、KDD I の誤解について懸念を払拭するような内容で答えてございます。

続きまして、21ページもコロケーション代替措置についてのご意見です。意見7、これはNTT東日本・西日本からのご意見でございます。コロケーション代替措置について、NTT東日本・西日本設置架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続を接続約款に定める考えということで、前向きに対応していくという旨のご意見をいただいております。

これに関しましてKDD I 等からの再意見がございます。これは、上記の代替措置だけでなく、必要に応じて、それ以外の代替措置についても手続を定める必要があるという旨のご意見がございます。

右側の考え方7としましては、そういった様々な代替措置がある場合については、他事業者からの要望に応じて検討が行われることが必要であるという形で、このKDD I 等からのご意見を受けた形のまとめ方をしております。

続きまして、通しページの22ページをご覧くださいと思います。意見8、9、10と3つ続けまして、NTT東日本・西日本のネットワーク管理方針に関するものでございます。これは、優先パケットを伝送する機能が開放されているときに、優先パケットをNTT東日本・西日本においてどのように管理していくかということをお考えをNTT東日本・西日本において接続約款に定めるということをおまとめの改正案に関するものでございます。

意見8は、ネットワーク管理方針の設定等に関しまして、接続事業者に求められる情報の提供に関するものでございます。基本的にそういった内容について賛同の意見、それから、真ん中の再意見8でございますけれども、必要のない情報

をNTT東日本・西日本側から求めないようにしてほしいという旨の意見がございました。

こちらに対する考え方8でございます。この手続については接続約款に記載するのですが、不要な情報が求められる情報の中に含まれないようにする必要がありということでもとめてございます。

続きまして23ページ、これもネットワーク管理方針の関係でございます。意見9、こちらはNTT東日本・西日本からのご意見でございます。このネットワーク管理方針については、柔軟かつ機動的な見直しを行っていくという旨のご意見をいただいております。

こちらに対する考え方9です。様々な動向を踏まえ、柔軟に見直しを行っていくということは必要になる場面はあるかもしれないけれども、その場合においても一定のことを守っていかなくてはいけないということで、各社のご意見をいただきながら、接続約款変更の手続においてそれを行う必要があるというまとめ方をしております。

続きまして通しページの24ページで意見10でございます。個人からのご意見でございますけれども、ネットワーク管理方針について、これを接続約款記載事項とすることで、このご意見の5行目にございますが、透明性の確保がなされるということを中心に重視されておられて、その点でこれは非常にいいルールであるというご意見です。ただしと続いて、2段落目からございますけれども、通信の秘密あるいは差別的取り扱いの禁止は電気通信事業法第4条、第6条で既に規定されており、それに加えてこのルールが必要なであろうかという問題提起をなされた意見でございます。

これに対する考え方10、最初の丸でございます。ネットワーク管理方針を接続約款記載事項とするものの意義について、まとめてございます。具体的には、2行目からでございますが、ネットワーク管理方針の透明性を確保すること、これも重要でございますが、これにとどまらず、接続約款は事業者間の契約内容自体を構成するものでございますので、その履行の担保をこれで行うという意味があるという意義について説明してございます。さらに次の丸、そういった性質に照らすと、本改正案におけるネットワーク管理方針の規律化でございますけれども、これはあらかじめそういったものを明らかにすることに意味があるというこ



とでございまして、事後措置で担保されている電気通信事業法第4条、第6条の規定では担保できないものをここで規定しているということを説明してごさいます。

以上が電気通信事業法施行規則の改正についてでございます。

通しページの26ページからは第一種指定電気通信設備接続料規則の改正に関するものでございます。意見11、12、13と続きますが、これはNGNのアンバンドルに関するものでございます。まず、意見11は、接続料の設定単位としては、少なくとも音声の接続については通信回数や通信時間（秒）で設定すべきというご意見でございます。これは音声の通話に関するものでございますので、基本はそのような形になるのかなと思いますけれども、これについての賛同の再意見11がございました。

一番右側の欄の考え方11でございます。各意見にあるとおり、通信回数あるいは通信時間の単位で現在接続料が設定されているものについては、引き続き当該単位による接続料設定が行われることが適当であるとしてございます。これが今回の省令改正によって変わるものではないという旨を記載してございます。

続きまして、通しページの30ページの意見12でございます。こちらはNTT東日本・西日本からのご意見で、今回の省令改正において、NGNのアンバンドルメニューについての見直しを行った部分について、引き続き現行の接続機能にあるような形態、つまりは垂直統合的な形でしか利用できない旨を接続約款に規定する必要があるのではないかというご意見でございました。

これに対する反論が、真ん中の再意見12でございますけれども、KDDI等からの再意見でございます。

これらに対する考え方12ですが、アンバンドルされた機能をどのように組み合わせを行ってこれを使うか、これは接続事業者側の判断が基本になるものであるということで、これを制約するようにはしないでほしいという旨をまとめてございます。機能の組み合わせが、一番使い勝手が良いものを例示することはあるかもしれませんが、これ以外の選択肢はありませんとすることは不適當ではないかということでございます。

続きまして、34ページをご覧いただきたいと思っております。NGN経由でインターネット接続をする1つの方式としてIPoE接続というものがございすけれ

ども、このために必要となるゲートウェイルータという設備がございます。直接に接続する事業者と接続する設備として設定されているものがございますが、この料金の支払いに関してのものでございます。

NTT東日本・西日本からのご意見で、I P o E接続のゲートウェイルータの費用については、接続をする当事者が個別負担をすべき設備である、個別負担をするという意味は、この設備を仮に使わなくなっても、その後も費用負担をするという形でのコミットが求められるということをおっしゃってございます。

こちらに関しまして、真ん中の再意見13でございます。既存のI P o E接続事業者の方々からは、現在の個別負担という形についてのNTT東日本・西日本の意見に賛成のご意見が出てございます。それから、35ページの下側から36ページにかけては、既存のI P o E接続事業者でないI S P事業者からのご意見です。こちらは、そういった利用が終わった後もコミットしなきゃならないというのではなくて、利用見合いで費用負担をするような形についてのご意見を出されたものでございます。

こちらについては、お手元に別途配付させていただきました資料がございますけれども、これは本日午前中に総務省において開催した「接続料の算定に関する研究会（第10回）」で、既存のI P o E接続事業者から出たご意見でございますが、ご参考までに配付させていただいてございます。意見内容は、本意見募集で出たものと内容は同じでございます。個別負担を維持すべきであるというご意見でございました。

これに対しての考え方13として、通しページの34ページの一番右側でまとめてございます。網使用料として利用見合いで負担するか、網改造料として接続事業者が利用後についてもコミットするかについては、これまでいろいろ議論があったものでございますけれども、基本的な接続機能として持っているものであるべきかどうかということでこれまで判断されてきたものでございます。I P o E接続については、現在既に6社、これからも増える見込みもあるという形で、個別の事業者で負担することが適当という状況にはなっていないのではないかとこのことを念頭にまとめたものでございます。

NGNからインターネット接続する形態は、NGNの利用形態としても基本的なものであるということで、この機能についても、多数の事業者から接続が行わ

れているという現状から見ても、原則としては基本的な機能として利用見合いの網使用料で接続料を設定することが適当であるということで最初の丸にまとめてございます。ただし、これまでの経緯で違う形態で料金の支払いをやってきた事業者がいらっしゃいますので、ただし書きとして、基本機能として位置付けた場合には、この利用中止に際しての費用負担方法がこれまでとは扱いが異なることになるため、既存事業者の保護等の観点からの経過的な措置が必要な場合が想定できるとまとめてございます。

その上で、次の35ページでございますけれども、このため、総務省で作成した省令改正案では、網使用料のほかに網改造料として個別負担のエッジルータも設定できるような形の省令改正になってございましたけれども、これを改める必要があるということでございます。具体的には、エッジルータ交換機能と呼んでいますけれども、これについては、基本的な接続機能として位置付けます。ただし、対象となるエッジルータの一部については、当面の経過措置が必要であるということで、そういった附則の規定を設けることが適当であるため、原案を修正することを求める意見となってございます。具体的な条文については後ほどご覧いただこうと思います。

続きまして、通しページの37ページをご覧いただきたいと思います。ここから意見14、15とございますが、こちらは、いわゆるスタックテストと申しまして、NTT東日本・西日本の設定する接続料とNTT東日本・西日本の小売り料金との関係において、水準が非常に近接する、あるいは逆転している、つまり小売り料金のほうが安いということであると、価格圧搾のおそれが出てくるということで、これを検証するルールとしてのスタックテストについてのものがございます。

意見14では、基本的に賛成する意見等がございまして、再意見14では、利用者料金と接続料が近接あるいは逆転している場合に、接続料は最低水準であればいいという省令の改正案がございまして、この部分について、最低水準に設定することはコスト回収できなくなるのではないかと懸念されるようなNTT東日本・西日本のご意見がございました。

こちらに対する考え方14では、こういったご懸念については、ご懸念には及ばないという内容をまとめているものでございます。最初の丸で現行のスタック

テストについての内容をご紹介します。現行のスタックテストガイドラインの下では、結果として、接続料は適正原価・適正利潤の水準を下回る水準まで引き下げることが想定されているようなルールになっているということをご紹介します。38ページの次の丸でございますが、今回の省令改正案は、そうではなくて、原価割れにならないようにしましょうというものですということをご紹介します。接続料を適正原価・適正利潤を下回るものにしましょうということではございませんということでございます。次の丸でございますけれども、本改正規定の運用については、現在総務省で意見募集を行っております「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を踏まえて行われるということになりますが、これについては、適切な対応を求めるということをここで書いてございます。

続きまして、通しページの40ページをご覧いただきたいと思います。こちらでもスタックテストに関するものでございます。

意見15として、NTT東日本・西日本からのご意見でございます。こちらは、新スタックテストの結果によっては、原価割れをしない程度の最低水準まで接続料を下げなければいけないということがあり得るわけですけれども、この場合に、自己資本利益率を調整する、あるいは、それを下げるということを選択することは考えていないというご意見をなさっています。これについては、それはおかしいのではないかという反論の再意見がソフトバンクからございます。

右欄の考え方15でございますが、自己資本利益率のルールに関しましては、現在の省令では上限値を定めまして、この上限値がある中で合理的な値にするというルールになってございます。つまり、どのような場合にも上限値を採らなければならないとする理由はないということで、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなる場合には、合理的な範囲内で設定してくださいということを申し上げておりまして、そういったことで原価を割るものではないということですが、これは「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定された時点には、それに沿って適正に運用される必要があるとまとめてございます。

続きまして、通しページの41ページをご覧いただきたいと思います。第一種指定電気通信設備の範囲は、省令での基本的な考え方を受けて、最終的には告示で定めるとなっております。その告示の改正案についてのご意見でございませ

て、これはNTT東日本・西日本からのご意見でございます。今般の改正案では、DSLに使われるDSLAMの装置が除かれています。この部分に賛同するご意見がNTT東日本・西日本から出てございます。

これに対して考え方16でございますけれども、こういったルールの適用が要らないような設備については、このルールの見直しの機会を捉えて第一種指定電気通信設備から除外していきましょうということを言ってございます。NTT東日本・西日本からは、現在、接続事業者が使っていない設備というのを除外する必要があるというご意見がございますけれども、現在、たまたま使っていないからというだけで、指定設備の範囲にならないということにはならないという考え方を返してございます。

続きまして、諮問対象のところは以上でございますけれども、諮問対象外の告示についてもご意見がございましたので、こちらについて、ご意見とそれに対する総務省の考え方をご紹介します。通しページの42ページでございます。これは、接続に関する情報開示を求める告示に関するものでございます。

意見はどちらもNTT東日本・西日本からでございます。まず、意見17からご紹介させていただきます。こちらは、情報開示について対応していきますという積極的なご意見でございます。これについて、その対応について期待する旨の考え方をまとめてございます。

次に、意見18でございますが、こちらは、いわゆる4年前ルールと言っていますが、メタル回線を撤去して光ファイバ化していく場合についての関係のものでございます。こちらについて、従来から行政指導がありまして、メタルの撤去の4年前には、そのメタルを使っているDSL事業者にこれを周知してくださいということをやってございました。これは、当時の指導文書では、DSL事業者に対してだけの通知を指していたものでございますけれども、メタルの回線は、実際にはこれによって電話を行う事業者などもございますので、そういったものに対象を広げた形で告示に規定したというものでございます。こちらについてのNTT東日本・西日本からのご意見でございますが、メタルの回線の撤去について、情報通信市場というのは技術の進展、競争環境の変化、設備の陳腐化等が著しいため、必ず4年前でなければならないということは適当ではないのではないかとご意見がございました。

これに対する考え方でございます。これは、本当にそういったことでメタル回線の撤去を早くするという事で取り組まれるのであれば、その場合は光への移行については円滑に実施していただく必要がありますので、その場合にまで4年前でなくてはならないということにはしていませんということで返してございます。

以上が、意見募集結果と、それに対して、接続委員会でまとめていただきました考え方でございます。これを受けまして、どういった報告になっているかということでございますが、通しページの1ページに戻っていただきたいと思います。冒頭申し上げましたように、記1というのが最初の諮問された省令改正案についての修正を求めるものでございます。ここで求めている修正の内容をご紹介しますと思います。

通しページの2ページ目、別添1と書いてございます。修正が2点ございます。1点目は、省令で使われている用語に関するものでございました。各事業者と直接繋がっているところにあるルータについて、本改正案ではエッジルータと規定していたわけでございますが、それよりも、各事業者網との間でゲートウェイを通っていくという意味合いで、閉門系ルータという名称のほうが適当ではないかというご指摘がございました。これを受けまして、そこを修正するという事でございます。

もう1点の修正が次の3ページでございます。こちらにつきましては、先ほど少し触れましたI P o E接続に関するものですね、そこで使われる閉門系ルータについての修正でございます。基本的な機能、網使用料の対象として、本則で定めた上で、この3ページ目で記載しておりますとおり、附則の第6項として利用中止時に関する規定を設けてくださいということを言っております。具体的には、N T T東日本・西日本は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、利用を停止した事業者に費用負担を求めることができるように、つまり、現行のやり方をとることができるようにするという経過規定を設けるというものでございます。こちらの考え方の背景については、先ほどの考え方のところでご説明したとおりでございます。

以上が、接続委員会からいただいている報告書の内容でございます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、

ご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○藤井委員 NGNの機能の見直しに関して、今回のいただいた意見にも値段の単位が変わるのではないかという懸念があったと思いますが、見直しに伴う接続料金へのインパクトという意味では、今までどおりと変更はあまりないと考えてよろしいでしょうか。

○藤野料金サービス課長 今回の見直しは、基本的に接続料の単位について変更しなくてはいけなくなるものではございません。費用の配賦の仕方が変わります。通しページの54ページをご覧くださいと思います。図がございまして、左側が現行、右側が改正案による機能という形で書いてございます。一番下のところがエンドユーザー、一番上のところがこのネットワークと接続する他事業者になってございます。現行の機能はIGS接続機能、中継局接続機能という形で、縦に割るような形で機能の設定をされていまして、この機能の間で費用の配賦について傾斜配分がされていまして、したがって、ここでの問題意識は、同じ設備を同じように使っても、事業者によって費用負担が変わるということでございます。

これを解消しようということで右側になっているわけですが、本改正案の機能の設定の仕方は、例えば、収容ルータなら収容ルータで全部統一的に同一の機能として設定します。それから、中継ルータ及びその関連の伝送路についても、統一的に一般中継系ルータ交換伝送機能という名称で設定されます。つまり、接続料の水準として、同じ設備を同じように使った場合に、同じような料金が出てくるというふうなものに変えたということでございます。そちらにおいて影響があるということでございます。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○藤井委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○新美部会長 ほかにご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

○吉田委員 通しの13ページ、再意見4のところ、宣伝のことですが、1Gbpsを約2,000人から1万人に共用させる状態を続け、そのことを利用者に積極的に公開しなかった。その妥当性を検証する必要という意見があり、今、世の中にインターネットの利用状況というのが増える中、多くの人がこういった宣伝のことで契約して利用していったら、今後増大するため、通信速度が遅延する

のではないかと、不安を感じました。

○新美部会長 それはコメントということでしょうか。

○吉田委員 はい、コメントで結構です。

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、事務局から何かございますか。

○藤野料金サービス課長 今いただいたご意見について、これも、「接続料の算定に関する研究会」でも問題意識がいろいろ述べられたところがございます。これに対してN T T東日本・西日本からのお考えも示されたわけでございます。N T T東日本・西日本の方においても、こういった状況を解消しようということで取り組んでいただきまして、具体的には、トラヒックが増えているので設備の増設をしてほしいというI S Pからの要望があれば、こちらは受けて増設をしますということで、これを受けた接続約款の変更について既に認可申請されてございまして、これについて後ほど諮問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○新美部会長 よろしいでしょうか。ほかにご意見等ございましたらお願いします。特にご意見、ほかにはございませんようですので、諮問第3096号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

## (2) 諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加)について【諮問第3099号】

○新美部会長 それでは、続きまして、諮問事項に移りたいと思っております。諮問第3099号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加)につきまして、総務省から説明をお願いいたします。



○藤野料金サービス課長　　今度は資料 8 3 - 2 でご説明させていただこうと思います。

表紙をめくっていただきますと、まず、諮問書の写しがございますが、その後に申請概要がございます。N T T 東日本・西日本から、1 2 月 1 8 日に認可申請があったものでございます。こちらの内容について、その次のページ以降でご紹介させていただこうと思います。

本件は、インターネット接続のトラフィックが非常に増えているということを受けて、そのトラフィックの増加に対する設備対応について手当をしようというものでございます。主な変更内容となっているところの下のほうにグラフが書いてございます。これはトラフィック増の状況ですが、毎年 1. 4 倍～1. 5 倍のペースでトラフィックが増えています。左側は総トラフィックでございますけれども、その次のページの上のほうに、関門系ルータにおける実績トラフィックのトレンドを書いております。左側はN T T 西日本、右側はN T T 東日本ですが、網終端装置を使う P P P o E 接続について、かなりのペースでトラフィックが増加しているということが見てとれるかと思えます。

元のページに戻っていただきまして、変更の経緯と書いてございます。2 段落目でございますけれども、トラフィックが年間 1. 4 ～1. 5 倍の速度で増加しているという中で、N G N の関門系ルータの増強が必要になってきているということでございますけれども、この P P P o E 方式に関しましては、この増設が N T T 東日本・西日本の判断において、その基準において行われているということでございます。こちらに関しましては、インターネット接続事業者、I S P からは、トラフィックの急増に対して増設が追いついていないのではないかと指摘がございました。これについて、新しいメニューを設定することで対応しようというのが N T T 東日本・西日本からの認可申請の内容でございます。

その次のページ、変更の概要と書いてございます。真ん中よりやや下にネットワーク図がございますけれども、こちらをご覧いただきたいと思えます。P P P o E 方式については、網終端装置が真ん中にございまして、緑色の I S P 事業者につながるようになってございます。現在、この網終端装置の既存メニューは、N T T 東日本・西日本の判断で増設をするということで、おそらく I S P 事業者の要望に答えられない場合があったのだらうと思えます。そちらのメニューにつ

いても増設の基準をNTT東日本・西日本において適切に設定し、インターネット接続ができるようにしていくということですが、これに加えて、さらにISPからもっと増やしてほしいという要望があった場合に、右側の赤のところで書いてございますけれども、網終端装置を接続事業者の全額費用負担によって増設するメニューを新メニューとして設けることで、その要望に応えようということでございます。

この新メニューでございますけれども、1Gbpsの対応が1台でなされるわけですが、これを約9万円程度で対応をするというものでございますので、非常に大きな料金負担になるというメニューではないと思われま。こういった対応するということでトラフィックの増加のトレンドに遅れないで設備対応を行っていくようにしようというものでございます。

これについて今回必要な接続約款の手当をしたということで、認可申請があったものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご発言をお願いします。

○藤井委員　今回、網終端装置を、ISP側から要求をもって、導入できるということになるかと思いますが、そのときの料金は約款に記載されて、適切な代金で提供されると考えてよろしいでしょうか。

○藤野料金サービス課長　こちらについては、料金の設定の考え方ですね、コストベースでやるというふうなことを接続約款に記載することになるものでございまして、非常に厳密なことを申しますと、設備によって料金は変わり得ます。原価コストにより変わりますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、おおよそ1台当たり9万円というふうなベースになるということでございますので、非常に大きな負担になるものではないと思っております。

○新美部会長　よろしいでしょうか。

○藤井委員　はい、ありがとうございました。

○新美部会長　ほかにご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を、本日の部会長会見で報道発表するほか、インター

ネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見募集は、従来どおり2回実施することとし、1回目の意見募集期間は来年の1月26日までといたします。その後、再意見募集を行ってから、接続委員会におきまして調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがでしょうかというふうに思っております。そのような扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　それでは、その旨決定することといたします。

○新美部会長　本日予定いたしました審議事項は以上でございます。ほかに委員の皆様から、何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　事務局から、次回の日程についてご連絡させていただきます。次回は、来年の2月9日金曜日の開催を予定してございます。詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○新美部会長　それでは、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会